（専門子会社の業務等）

第五十六条　［略］

2　［略］

3　法第百六条第一項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

［一～五　略］

［4～9　略］

10　法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならない。

［一～三　略］

四　法第百六条第一項第四号の二、第六号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

11　［略］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［略］

2　法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険会社（外国保険業者を含む。）若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理（次号及び第二号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二　［略］

二の二　保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）

三　［略］

四　保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

［五～四十七　略］

［3～10　略］

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七　［略］

［2～8　略］

9　法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

［一～三　略］

（専門子会社の業務等）

第五十六条　［同上］

2　［同上］

3　法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

［一～五　同上］

［4～9　同上］

10　［同上］

［一～三　同上］

四　法第百六条第一項第四号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

11　［同上］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［同上］

2　［同上］

一　保険会社（外国保険業者を含む。）若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二　［同上］

［号を加える。］

三　［同上］

四　保険募集を行う者の教育を行う業務

［五～四十七　同上］

［3～10　同上］

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七　［同上］

［2～8　同上］

9　［同上］

［一～三　同上］